

令和 4 年 9 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K22065

研究課題名(和文)大量破壊兵器不拡散のための輸出管理の発展的解釈論

研究課題名(英文) Interpretation and Clarification Process of the Rules for WMD Export Control

研究代表者

大下 隼(Oshita, Shun)

早稲田大学・法学大学院・助教

研究者番号：50880663

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：大量破壊兵器開発に利用可能な物資には通常民生用途で用いられる汎用品が含まれているため、通常の貿易過程を隠れ蓑に当該物資獲得を目論む国やテロリストへの対策として、条約・安保理決議で輸出管理義務が設定された。この義務の特徴は、技術の発展状況や安全保障環境の変化に応じた動態的实施と、輸出管理で得られる安全保障上の利益と失われる経済効率性のバランス確保にある。本研究では、(1)国内実施過程の実態、(2)国際実施過程の実態、(3)輸出管理の国際法理論への含意を検討した。これらを通じ、国際法規範の「適用」という理論的課題と、リスク・コミュニケーションを含む先端科学技術と法に係る制度的課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

輸出管理は、軍縮不拡散法分野において不可欠の要素であるものの、輸出管理を厳しくすればするほど大量破壊兵器拡散という安全保障リスクを低減できる一方、貿易等の経済効率性が損なわれるというジレンマが常に存在してきた。それゆえ、その時々々の社会状況に合わせて安全保障と経済の均衡点を定めるといった実践を、国際社会は今後も長期的に行っていく必要があるところ、本研究を通じて上記ジレンマに向き合うにあたっての法的枠組みと理論的課題を提示できた。このジレンマを乗り越えてこそ、大量破壊兵器、とくに核兵器のない世界を実現する道筋を考えていくことができる点で、本研究は国際社会の平和と安全の維持に貢献するものである。

研究成果の概要(英文)：Weapons of Mass Destruction (WMD) can be manufactured with WMD-related items. These items include dual-use materials, which is used normally for civil purpose but can be exploited for developing WMD. Therefore, States or terrorists can pursue to get the WMD-related items under the guise of normal international trades. To prevent them from getting these items, international treaties and Security Council Resolution provides export control obligations. The characters of export control obligations are below: 1. dynamic implementation depending on the change of international security and technology environment; and 2. balancing the security interests and economic efficiency. This research consists of (1) national implementation, (2) international implementation and (3) theoretical implication of the export control for international law. The results show the theoretical issue on "application" of international legal norms and institutional issues on legal regulations on advanced technology.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 軍縮・不拡散 大量破壊兵器関連条約 安保理決議1540 輸出管理 リスク管理 リスク・コミュニケーション 先端科学技術と法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 輸出管理義務の現状

核兵器、化学兵器、生物兵器(以下、まとめてWMD)の新たな保有者の出現を防ぐには、兵器開発に利用可能な物品・技術(WMD関連物資)を野放図に流通させない必要がある。とくに国際的に問題となってきたのは、WMD関連物資保有国から非保有国への国際的移転、すなわち輸出であったため、国際的な輸出管理の取組みがなされてきた。核兵器不拡散条約(NPT)や化学兵器禁止条約(CWC)、生物兵器禁止条約(BWC)(以下、まとめてWMD関連条約)、安保理決議1540は、輸出管理義務を課して普遍的輸出管理制度を確立させてきている。

(2) 輸出管理義務の課題

しかし、いったん輸出管理制度が確立したとしても、その実施にはなんらかの工夫が必要になる。第一に、輸出管理が貿易に対する一定の制限を行う措置であるがゆえに、WMD不拡散という安全保障上の課題に就いても、経済活動を不必要に制限しないよう輸出管理を実施する必要がある(安全保障と経済の均衡)。第二に、WMD関連物資を新たに生み出す先端科学技術の発展やテロリストの動向など、日々の社会の急速な変化は安全保障状況や経済活動にも多大な影響を与えるため、国家はそうした社会の変化に合わせて安全保障と経済の均衡を見直し、適宜輸出管理の実施方法を更新する必要があるのである。他方で、条約や安保理決議は関連当事国の合意によって成り立っており、この合意を日々の社会の変化に合わせて更新することは難しい。

ここでの条約や安保理決議の規範内容の更新の難しさを静態性、日々の社会の変化に合わせた更新可能性を動態性と呼ぶとするならば、静態性を特徴とする国際法規に基づく輸出管理制度にいかん動態性を組み込むのが課題となってくるといえよう。この課題は規範が明確に定められている場合にはそれほど大きな問題を生じさせないかもしれないが、たとえば安保理決議1540に係る規定は「適切で効果的な」輸出管理の実施という抽象的なものとなっており、規範そのものを明確にすることも必要になってくる点で、更なる困難を伴うことになる。

(3) 輸出管理義務の国際法論における位置づけ

このような社会の変化に応じた国際法の動態的発展という問題は、これまで法源論や条約法など、国際法の一般理論においてもしばしば論じられてきた。なかでも、いったん成立した国際法規範の動態性を確保する手法としては、条約や安保理決議の成立時の合意から離れた法規範の発展を可能とする「発展的解釈」(evolutionary interpretation)という概念がしばしば論じられてきている。そこで、本研究課題では、WMD不拡散を目的とする輸出管理義務の実施について、実施過程における規範の動態的発展・明確化が発展的解釈によってなされているのかとの仮説の下に研究を進めることとした。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題の3つの目的

上記1の背景を踏まえ、以下の3点を明らかにすることを研究目的に設定した。

輸出管理義務の国内実施の実態

輸出管理義務の国際実施の実態

輸出管理が持つ国際法の一般理論への含意

(2) 研究目的の設定理由

本研究課題では上記の研究目的のうち 及び を踏まえて を分析するという順序をとったが、その理由は、以下の2点にある。

1. 輸出管理の特殊性

輸出管理が属している国際法分野である軍縮不拡散法の一般理論は、輸出管理に単純にはあてはめられない部分が多いと考えられる。たとえば、軍縮不拡散法の国際実施の特徴は国際機関による「遵守管理」(compliance control)にあるとされるが、輸出管理義務の遵守の有無について判断権を付与された国際機関が存在しないため、遵守管理を輸出管理の文脈で論じる基盤がそもそも存在しない可能性もある。このように考えると、軽々に理論に踏み込んでしまうと、輸出管理が国際法に対して持つ理論的含意を正しく把握することができなくなってしまう可能性があり、まずは輸出管理の実態を明らかにしたうえで輸出管理が持つ国際法への理論的含意を明らかにするという順序が適切であると考えた。

2. 既存の学説の限界

既存の学説のうち、輸出管理の実態研究は制度の紹介にとどまっているものが多く、輸出管理が国際法に対して持つ理論的含意にまで踏み込めていない。他方で、輸出管理に係る理論研究は軍縮不拡散法全体の一部として輸出管理を取り扱うものが多く、軍縮不拡散法のなかでの輸出管理の位置づけを理解する上では有用である一方、軍縮不拡散法の一般理論を無前提に当ては

めてしまっている傾向がある。それゆえ、既存の輸出管理に係る学説状況からも、輸出管理義務の実施の実態を徹底的に調査することを通じて、理論的課題を析出するというアプローチをとることが適切であると考えられる。

3. 研究の方法

主要な研究方法としては国際機構の文書を含む文献研究を採用するが、他の研究者や実務家との意見交換を通じて、自身の研究を客観視しつつ、現実的な理論的課題を導けるようにする。また、上記2のとおり、実態の調査を行ったうえで理論的観点から分析するという順序をとる。

4. 研究成果

(1) 成果となる論文

本研究課題の成果である主な論文は、以下のとおりである。

大下隼「安保理決議 1540 における輸出管理義務の国際実施—1540 委員会の任務・構成・手続」『早稲田法学会誌』第 71 巻 2 号（2020 年）115-165 頁

大下隼『大量破壊兵器不拡散法における輸出管理義務の実施過程』（早稲田大学法学研究科博士学位論文、2021 年）1-263 頁

* 本博士論文により、2021 年 7 月、早稲田大学より博士（法学）の学位を授与された。

萬歳寛之・大下隼『EU 法における汎用品輸出管理制度の発展動向』『慶應法学』第 48 号（2022 年）181-201 頁

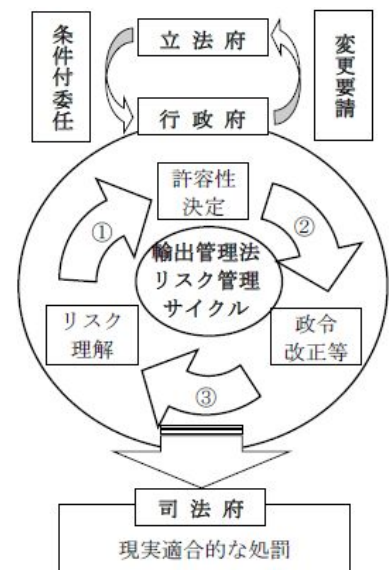
(2) 成果の内容

1. 輸出管理義務の国内実施の実態

日本の国内法上、輸出管理義務の国内実施における最大の課題は、社会の変化に応じて、安全保障や経済などの法益同士をどのように調和させた最大福祉の動的な実現にあるとされる。この課題を受け、日本は行政が中心となった三権協働の構図で実施される安全保障リスク管理サイクルのもとで、法令やその運用を行っており、社会状況の変化に応じた弾力的な輸出管理により法益間調整に係る適切な判断を確保しようとしている（図 1）。

また、輸出管理の先進的な取組みを行っている EU は、汎用品輸出管理を EU の権限事項としたうえで、図 1 の国内実施モデルのうち立法府及び行政府の役割を一部引き受けつつ、輸出管理法リスク管理サイクルの過程で、国家だけでなく利害関係者となる企業等も参加するいわば「汎用品輸出管理コミュニティ」を形成することで、輸出管理制度の実効性・民主性を担保しようとしている。このことから、輸出管理の今後の課題は、国家の判断に市民社会の判断を取り込むためのリスク・コミュニケーションを通じて、いかに安全保障リスク管理の過程を充実させるかにあると考えられる（萬歳寛之・早稲田大学教授との共著論文（成果となる論文）による）。

【図 1：国内実施モデル】

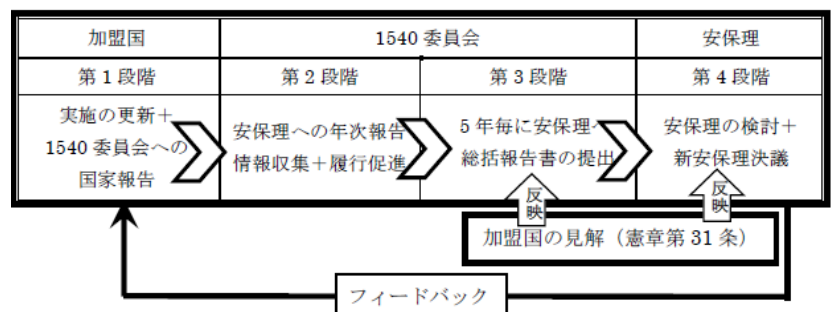


2. 輸出管理義務の国際実施の実態

輸出管理の国際実施は極めて分権的な性格を持つ。というのも、NPT を実施する国際原子力機関（IAEA）や CWC を実施する化学兵器禁止機関（OPCW）、安保理決議 1540 を実施する 1540 委員会という輸出管理義務の国際実施機関は、いずれも輸出管理義務の解釈を国家に委ね、遵守の有無に係る判断を行っていないからである。

他方、たとえば 1540 委員会は図 2 のように各国の実行を集約・分析してフィードバックしてそれを繰り返すという国際実施サイクルを整備してきている。その際、国連憲章第 31 条を用いて安保理決議 1540 に係る安保理・1540 委員会の活動に対してすべての国連加盟国が自身の見解を反映させる機会を持たせるようとしており、EU のリスク・コミュニケーションに係る実践にも通底する問題意識が持たれ

【図 2：安保理決議 1540 の国際実施】



ている。また、フィードバックの内容としては、輸出管理に係る具体的な判断の際に重要となりうる関連諸要因等が示されていることに特徴があり、その内容はサイクルごとに更新されている。この点から明らかになるのは、国際実施の特徴は輸出管理義務の「解釈」というよりも、「適用」によって規範を明確化しつつ、動態的実施を確保しようとしているのである。

3. 輸出管理が持つ国際法の一般理論への含意

解釈と適用の区別：理論的課題

当初の仮説では規範の動態的發展・明確化を担保する法技術として「解釈」を想定していたものの、研究の結果、どちらかというと「適用」という法技術の方が輸出管理の実施においては重要となってきたとの結論が得られた。「適用」という法技術は国際法学においてこれまでそれほど注目を集めてこなかった点を考えると、社会の変化に応じた規範の動態的發展という国際法の一般的課題に対するアプローチの一つに「適用」を加えることで、更に充実した国際法における規範論の構築ができるようになるであろう。今後は国際法における「適用」の概念について、一般的な考察も深めていきたい。

先端科学技術と法：制度論的課題

当初は輸出管理から導かれる理論的課題を明らかにすることを目指していたが、法学の一般的な問題として近年注目されている「先端科学技術と法」についても、本研究は一定の示唆を持つことが分かった。

先端科学技術の管理は、輸出管理のみならず、様々な分野において極めて重要な国際的課題となってきた。本研究にて分析した輸出管理の実施における安全保障リスク管理やリスク・コミュニケーションなどの実践は、技術の開発について規制と促進のバランスをいかにとるのか、技術が実用化段階に入った際にどのような管理を行って全体利益を最大化するのか、といった先端科学技術に対する法的規律の一般的課題に対する1つの解答であるとも理解できよう。とくにEUの実践はリスク・コミュニケーションという先進的な取組みを通じた輸出管理の充実化段階に入っており、この実践は「先端科学技術と法」の制度との関係でも一定の示唆を持つ可能性があるだろう。

翻って、国際法における先端科学技術の法的規律について改めて考えると、WMD 関連条約上の原子力の平和利用権や化学技術、生物技術の平和利用権の諸規定の議論では、これまで輸出管理との関係性など権利の制約面に注目が集まりがちであったが、同時に促進面も分析することで規律の全体像を把握することも重要となってくると考えられる。たとえば、原子力の平和利用権の実施のために国際原子力機関が行っている途上国向け原子力技術協力は、原子力発電だけでなくがん治療や農業など広範な分野を対象としており、持続可能な開発の実現（経済的要因）に加えて、途上国に核不拡散条約の保障措置の実施を受け入れやすくするという規制面も念頭に置きながら（安全保障要因）多くの予算を割いて実施されている。本研究課題中では技術の平和利用権には十分取り組むことができなかったが、今後は国際原子力機関を含む関連国際機構における実践を素材に、「先端科学技術と法」という法学一般の現代的課題にも踏み込んで研究を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 大下隼	4. 巻 第71巻2号
2. 論文標題 安保理決議1540における輸出管理義務の国際実施 1540委員会の任務・構成・手続	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田法学会誌	6. 最初と最後の頁 115-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大下隼	4. 巻 32689甲第6441号
2. 論文標題 大量破壊兵器不拡散法における輸出管理義務の実施過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田大学・博士論文	6. 最初と最後の頁 1-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 萬歳寛之・大下隼	4. 巻 48号
2. 論文標題 EU法における汎用品輸出管理制度の発展動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 181-201
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------